

第5節 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第137条 大学院修士課程及び大学院専門職学位課程の授業科目中の1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の出願手続等については、別に定める。

第138条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

第139条 大学院修士課程の授業科目中の1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の出願手続等については、別に定める。

第140条 国内又は国外の他の大学院の学生が大学院研究科の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等については、別に定める。

第141条 各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対して、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の出願手続等については、別に定める。

第142条 国内又は国外の他の大学院の学生が各研究科において、特殊な事項に関する研究に従事しようとするときは、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生の出願手続等については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 工学部土木工学科、建築学科、生命応用化学科及び情報工学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木工学科	610	620	630
建築学科	730	740	750
生命応用化学科	610	580	550
情報工学科	730	740	750

- 4 医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は、第12条の規定にかかわらず、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」及び「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について（令和4年8月29日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和5年度から令和10年度までの間、次のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
毎年入学定員	135	120	120	120	120	120
収容定員	740	740	740	740	740	735

- 5 生物資源科学部各学科（獣医学科を除く）の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの間、次のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
バイオサイエンス学科	210	420	630
動物学	136	272	408
海洋生物学	146	292	438
森林学	120	240	360
環境学	130	260	390
アグリサイエンス学科	140	280	420

食 品 開 発 学 科	146	292	438
食 品 ビ ジ ネ ス 学 科	554	564	574
国 際 共 生 学 科	146	292	438
獣 医 保 健 看 護 学 科	80	160	240
生 命 農 学 科	390	260	130
生 命 化 学 科	390	260	130
動 物 資 源 科 学 科	408	272	136
森 林 資 源 科 学 科	390	260	130
海 洋 生 物 資 源 科 学 科	408	272	136
生 物 環 境 工 学 科	390	260	130
食 品 生 命 学 科	408	272	136
国 際 地 域 開 発 学 科	390	260	130
応 用 生 物 科 学 科	378	252	126
く ら し の 生 物 学 科	240	160	80

6 大学院危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
危機管理学専攻	8

7 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和5年度は、次のとおりとする。

	令和5年度
スポーツ科学専攻	8

8 危機管理学部危機管理学科の学位に付記する専攻分野の名称は、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

9 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。

10 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

11 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。